

【令和7年度分 市民税・県民税申告書の記載例】 公的年金収入のみの方の場合

「よくある質問」と「申告フローチャート」については裏面をご参照ください。

公的年金収入

※年金収入額の合計を51へ記入
(注) 配偶者の年金収入は加算しない

支払を受ける者	住所又は居所	明石市中崎〇丁目〇番 〇〇ハイツ〇〇号	フリガナ	アカシ タロウ	生年月日	昭和23年1月1日	年金の種類	老齢基礎・厚生
区分	支払金額	円	源泉徴収税額	円				
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	1,465,830	円	10,414	円				
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	0	円	0	円				
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	0	円	0	円				
所得税法第203条の3第7号適用分	0	円	0	円				
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数(本人)	社会保険料の額			48,074 円
源泉控除対象配偶者	氏名	アカシ ハナコ	区分					
控除対象扶養親族	氏名	明石 花子	区分					
16歳未満の扶養親族	氏名		区分					

合計

支払を受ける者	住所又は居所	明石市中崎〇丁目〇番 〇〇ハイツ〇〇号	フリガナ	アカシ タロウ	生年月日	3 1 1
区分	支払金額	円	源泉徴収税額	円		
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	1,400,000	円	0	円		
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	0	円	0	円		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	0	円	0	円		
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数(本人)	社会保険料の額	
源泉控除対象配偶者	氏名	アカシ ハナコ	区分			
控除対象扶養親族	氏名	明石 花子	区分			
16歳未満の扶養親族	氏名		区分			

【注1】 配偶者特別控除

※配偶者特別控除の適用を受けようとする場合のみ、配偶者の収入の種類・収入金額・合計所得金額を記入(配偶者特別控除を受けない場合は収入金額等の記入は不要)
※配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合に該当

【注2】 医療費控除

※医療費控除の明細書を添付し(領収書の提出は不要)、150支払った医療費・151補てんされる金額を記入

現住所	明石市中崎〇丁目〇番 〇〇ハイツ〇〇号	フリガナ	アカシ タロウ	氏名	明石 太郎	生年月日	昭和23年1月1日
収入金額	必要経費	専従者控除	所得金額(ア-イ-ロ)				
事業所得	44		78				
雑所得	45		79				
不動産所得	47		81				
配当所得	49		83				
雑所得	50	130					
合計	2,865,830						
扶養控除							
医療費控除	146	147	148				
医療費控除	150	240,000	151	100,000			
社会保険料控除		276,200					
社会保険料控除		48,074					
合計							324,274
生命保険料控除	157		158	57,828			
生命保険料控除	161						
地震保険料控除	164		165	16,200			
本人該当控除							
障害者							
身体							
手帳							
等級							
4							

社会保険料控除

※支払った社会保険料の合計額を152へ記入

区分	国民健康保険料	介護保険料
令和3年度以前分	95,700 円	*****円
令和4年度分	180,500 円	*****円
合計	276,200 円	

住所 明石市中崎〇丁目〇番 〇〇ハイツ〇〇号
氏名 明石 太郎 様

区分	介護保険料納付額
令和7年1月 日	48,074 円

住所 明石市中崎〇丁目〇番 〇〇ハイツ〇〇号
氏名 明石 太郎

生命保険料控

※支払った生命保険料の金額を制度ごとに157・158・156・161・162へ記入

適用制度	旧制度	新制度
一般生命保険料	38,552	0
一般生命保険料	57,828	0
合計	96,380	0

地震保険料控除

※支払った地震保険料の金額を164へ記入(旧長期損害保険の場合は165へ記入)

区分	控除対象金額(円)	控除額(円)	年額控除額(円)
地震保険料	1,350	16,200	

障害者控除

※本人が該当する場合、本人該当控除欄の障害者に○をつけ、手帳の種類・等級を記入

氏名	明石 太郎
生年月日	昭和23年1月1日
身体障害者等級	4級
手帳の種類	身体障害者手帳

※配偶者・被扶養者が該当する場合、当該控除欄の障害者欄へ手帳の種類・等級を記入

市民税・県民税の申告に関する「よくある質問」

Q1 なぜ、市民税・県民税申告書が送られてきたのでしょうか？

A1 昨年度申告書を提出された実績があり、今年度も申告をされる可能性に配慮し、事前にお送りしました。申告が必要かどうかは、下記Q2～Q4を参照してください。

Q2 前年中に収入がなかった場合、市民税・県民税の申告は必要でしょうか？

A2 前年中に収入がなかった方は、市民税・県民税の申告義務はありません。ただし、所得に関する証明書(年金・福祉・公営住宅・教育・融資関係の申請のため必要となることがあります)を必要とされる方は、申告が必要となります。

Q3 前年中は公的年金収入しかありませんでしたが、申告は必要でしょうか？

A3 公的年金収入のみの場合、市民税・県民税の申告義務はありません(年金支払者から市へ年金支払報告書が提出されます)。ただし、本人該当控除や扶養控除の追加、年金から天引きされた社会保険料以外に支払った社会保険料、生命保険料、多額の医療費等各種控除がある場合、所得控除の申告をすることができます(Q4参照)。

なお、400万円以下の公的年金収入のみであれば所得税の申告義務もありませんが、所得税が源泉徴収されている場合、税務署へ確定申告をすることで源泉所得税が還付される場合があります。

Q4 市民税・県民税の申告をすべきかどうか、どのように判断すれば良いのでしょうか？

A4 公的年金等の源泉徴収票に記載されていない本人該当控除・扶養控除等を申告することにより市民税・県民税が課税されない人(同封の手引き参照)となる場合や、社会保険料等の控除を申告することにより所得割額が低くなる場合は申告する方が良いと判断できます。

なお、源泉徴収票に記載されている収入・控除で、市民税・県民税が課税されない人(同封の手引き参照)に該当する場合や、所得金額よりも所得控除額が大きいため所得割額が課税されない場合(均等割のみ課税)は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

Q5 配偶者の公的年金から天引きされた社会保険料を私が申告しても良いのでしょうか？

A5 配偶者が支払った社会保険料に該当するため、あなたの社会保険料控除に含めることはできません。なお、配偶者の社会保険料を納付書や口座振替で支払った場合にはあなたの申告に際して所得控除に含めることができます。

Q6 公的年金等に係る雑所得がある場合の申告は税務署へ確定申告すべきか、市民税課へ市民税・県民税申告すべきか、どのように判断すれば良いのでしょうか？

A6 公的年金収入金額の多寡、それ以外の所得の有無、所得税の還付を受けられるかどうかなどによって決まりますので、詳しくは右のフローチャートをご参照ください。

Q7 申告書に添付すべき書類を紛失した場合、再発行はどこへ依頼すれば良いですか？

A7 下記機関へご依頼ください。

書類名	主な依頼先
公的年金にかかる源泉徴収票	日本年金機構(年金事務所)、加入していた共済組合等
給与所得にかかる源泉徴収票	勤務していた事業所
個人年金・生命保険積立にかかる支払明細書	加入していた保険会社
社会保険料の領収書・納付額証明書★	加入していた健康保険・介護保険等の保険者(運営者)
生命保険料・地震保険料の控除証明書★	加入していた保険会社
ふるさと寄附金の控除証明書★	寄付した自治体
医療費通知	加入していた医療保険者(健康保険の運営者)

★添付がない場合は所得控除を受けることができませんのでご注意ください。

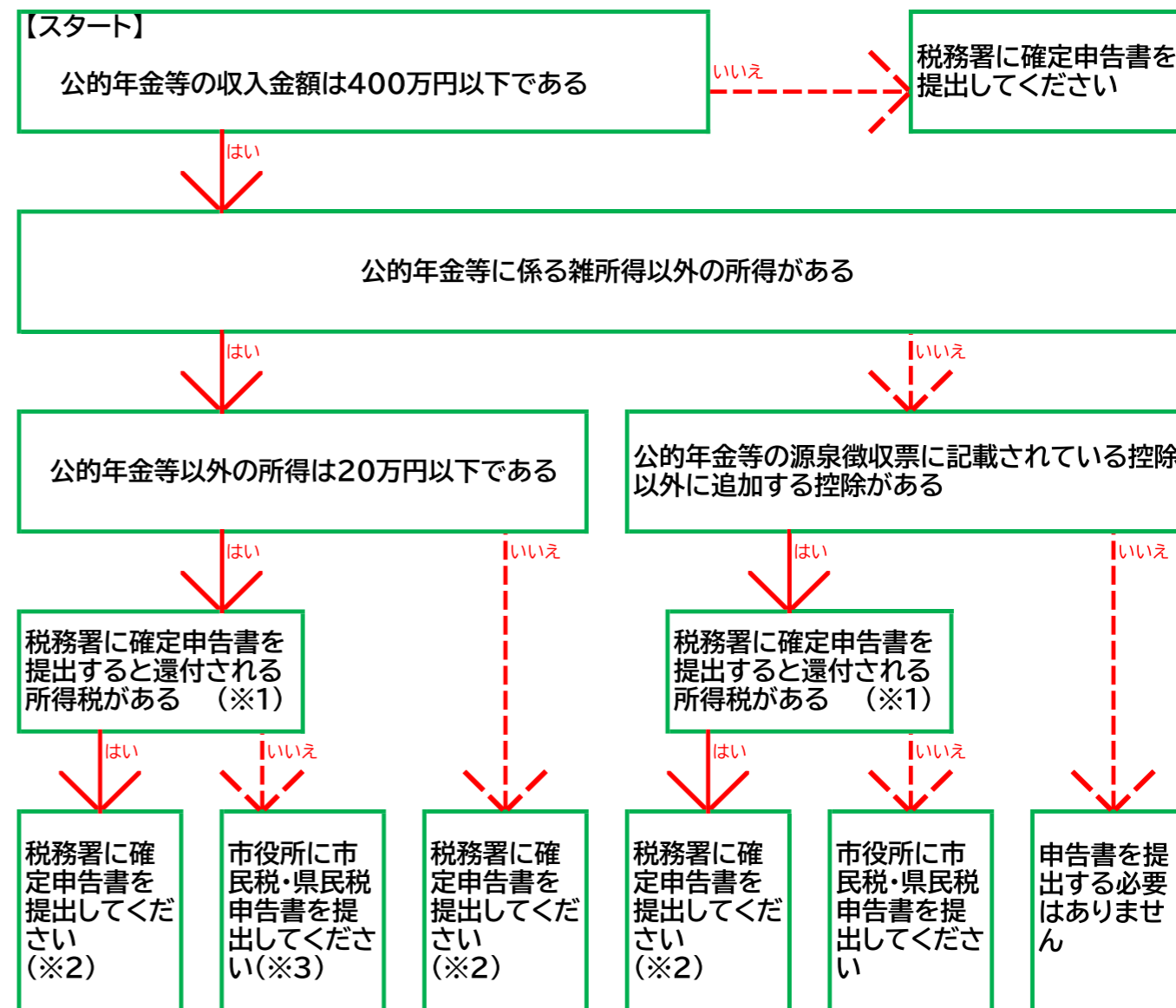
【公的年金等を受給されている方へ】

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告書の提出は不要です。

ただし、次に該当する場合は、市民税・県民税申告書の提出が必要です。

- 源泉徴収票に記載されている控除以外に各種控除を受ける場合
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得(20万円以下を含む。)がある場合

公的年金等に係る雑所得がある方の申告フローチャート



※1 税務署に確定申告書を提出すると還付される税額があるかについては、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で計算することができます。

※2 所得税の還付を受けるための確定申告書は任意による提出です。所得税の還付を受けずに、市民税・県民税のみで控除を受けたい場合などには市民税・県民税申告書をご提出ください。

※3 給与所得については給与の支払い元が明石市に給与支払報告書を提出している場合で、他に追加する控除がなければ改めて申告していただく必要はありません。

※4 このフローは簡略化したチャートになります。上記の場合に限らず所得税においては、申告が必要になるケースがありますので、国税庁ホームページの「確定申告が必要な方」のページをご確認いただき、必要に応じて税務署へお問い合わせください。